

2021年4月7日

各 位

会 社 名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師
(コード：6343、東証第二部)
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司
(TEL. 03-6635-1833)

**日邦産業株式会社の買収防衛策に基づく新株予約権無償割当て
差止めの仮処分決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ**

フリージア・マクロス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年3月11日付で、日邦産業株式会社（以下「対象者」といいます。）を相手方として、同社が2020年6月24日開催の第69期定時株主総会において継続の決議をしている「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づき発行した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを仮に差止めるための仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行ったところ、2021年3月24日付で名古屋地方裁判所より本申立ての決定（以下「本決定」といいます。）が発令され、対象者は2021年3月25日付で本決定に対する保全異議の申立て（以下「本申立」といいます。）を行っていましたが、本日、名古屋地方裁判所より、下記1.の内容の決定書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2021年1月28日から2021年4月9日まで本公開買付けを行っておりますが、本公開買付けにおける買付け等の期間を延長させて頂く予定です。当該買付け等の期間が決定次第、速やかに適時開示をいたします。

1. 決定の概要

(1) 決定日

2021年4月7日

(2) 決定の内容

債権者（当社）と債務者（対象者）との間の名古屋地方裁判所令和3年（ヨ）第78号 新株予約権無償割当て差止仮処分命令申立事件（以下「本事件」といいます。）について、同裁判所が令和3年3月24日に行った仮処分決定を取り消す。本事件に係る債権者（当社）の申立てを却下する。申立費用及び異議申立費用は何れも債権者（当社）の負担とする。

2. 当社の今後の対応

本件について、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、当社は、名古屋高等裁判所に保全抗告の申立てを速やかに行う予定です。保全抗告の手続きを実施後、速やかに適時開示をいたします。

以上